

平成21年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案8件

- | | |
|---------|---|
| 議案第104号 | 港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第105号 | 港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第106号 | 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第107号 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第108号 | 平成21年度港区一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第109号 | 平成21年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第110号 | 平成21年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号） |
| 議案第111号 | 平成21年度港区介護保険会計補正予算（第2号） |

平成21年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第104号

【総合経営部総務課】

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 1, 145, 000円
→ 1, 125, 000円
- ・ 副区長 921, 000円
→ 905, 000円

(2) 平成21年度の期末手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

- ・ 3.70月 → 3.45月

イ 期末手当の支給月数の引下げ（平成21年12月支給分）

- ・ 1.75月 → 1.70月

(3) 平成22年度以降の期末手当の支給月数の引下げ

- ・ 年間支給月数の引下げ 3.70月 → 3.45月

○ 施行期日 (1) 及び (3) 平成22年1月1日

(2) 公布の日

※港区教育委員会教育長の期末手当についても、港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例第4条の規定により同様の引下げとなります。

議案第105号

【総合経営部総務課】

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

○ 内 容

給料の額の改定

- ・ 797, 000円 → 784, 000円

○ 施行期日

平成22年1月1日

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するとともに、統括部長の職の廃止に伴い、給料表の9級を削除するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の変更

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 △1.2%

(2) 地域手当の特例支給割合の引き上げ

- ・16% → 17%

(3) 平成21年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げ

ア 年間支給月数の引き下げ

- ・管理職員以外の職員 } 4.50月 → 4.15月
- ・管理職員 } 4.50月 → 4.15月
- ・再任用職員 } 2.35月 → 2.20月
- （管理職員以外の職員） } 2.35月 → 2.20月
- ・再任用職員 } 2.35月 → 2.20月
- （管理職員） } 2.35月 → 2.20月

イ 期末手当の支給月数の引き下げ（平成22年3月支給分）

- ・管理職員以外の職員 0.25月 → 0.15月
- ・管理職員 0.25月 → 0.10月
- ・再任用職員 } 0.10月 → 0.05月
- （管理職員以外の職員） } 0.10月 → 0.05月
- ・再任用職員 } 0.10月 → 0.05月
- （管理職員） } 0.10月 → 0.05月

ウ 勤勉手当の支給月数の引き下げ（平成21年12月支給分）

- ・管理職員以外の職員 0.75月 → 0.70月
- ※管理職員及び再任用職員については、平成21年6月分において措置済みです。

(4) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げ

ア 年間支給月数の引き下げ

- ・管理職員以外の職員 } 4.50月 → 4.15月
- ・管理職員 } 4.50月 → 4.15月
- ・再任用職員 } 2.35月 → 2.20月
- （管理職員以外の職員） } 2.35月 → 2.20月
- ・再任用職員 } 2.35月 → 2.20月
- （管理職員） } 2.35月 → 2.20月

イ 期末手当の年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 3. 0 0月 → 2. 7 5月
- ・管 理 職 員 2. 6 0月 → 2. 3 5月
- ・再 任 用 職 員 1. 6 0月 → 1. 5 0月
(管理職員以外の職員)
- ・再 任 用 職 員 1. 4 0月 → 1. 3 0月
(管 理 職 員)

ウ 勤勉手当の年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 1. 5 0月 → 1. 4 0月
- ・管 理 職 員 1. 9 0月 → 1. 8 0月
- ・再 任 用 職 員 0. 7 5月 → 0. 7 0月
(管理職員以外の職員)
- ・再 任 用 職 員 0. 9 5月 → 0. 9 0月
(管 理 職 員)

(5) 平成22年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成21年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成22年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま
- す。

(6) 行政職給料表(一)の9級を削除します。

- 施行期日 (1)、(2)及び(5)平成22年1月1日
(3)公布の日
(4)及び(6)平成22年4月1日

議案第107号

【教育委員会事務局庶務課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額 of 改定

- ・平均改定率 △1. 2%

(2) 地域手当の特例支給割合の引上げ

- ・16% → 17%

(3) 平成21年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 } 4. 5 0 月 → 4. 1 5 月
- ・管 理 職 員 }
- ・再 任 用 職 員 } 2. 3 5 月 → 2. 2 0 月
- (管理職員以外の職員) }
- ・再 任 用 職 員 }
- (管 理 職 員) }

イ 期末手当の支給月数の引下げ（平成22年3月支給分）

- ・管理職員以外の職員 0. 2 5 月 → 0. 1 5 月
- ・管 理 職 員 0. 2 5 月 → 0. 1 0 月
- ・再 任 用 職 員 } 0. 1 0 月 → 0. 0 5 月
- (管理職員以外の職員) }
- ・再 任 用 職 員 }
- (管 理 職 員) }

ウ 勤勉手当の支給月数の引下げ（平成21年12月支給分）

- ・管理職員以外の職員 0. 7 5 月 → 0. 7 0 月
- ※管理職員及び再任用職員については、平成21年6月分において措置済みです。

(4) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 } 4. 5 0 月 → 4. 1 5 月
- ・管 理 職 員 }
- ・再 任 用 職 員 } 2. 3 5 月 → 2. 2 0 月
- (管理職員以外の職員) }
- ・再 任 用 職 員 }
- (管 理 職 員) }

イ 期末手当の年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 3. 0 0 月 → 2. 7 5 月
- ・管 理 職 員 2. 6 0 月 → 2. 3 5 月
- ・再 任 用 職 員 1. 6 0 月 → 1. 5 0 月
- (管理職員以外の職員)
- ・再 任 用 職 員 1. 4 0 月 → 1. 3 0 月
- (管 理 職 員)

ウ 勤勉手当の年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 1. 5 0 月 → 1. 4 0 月
- ・管 理 職 員 1. 9 0 月 → 1. 8 0 月

・再任用職員 0.75月 → 0.70月
(管理職員以外の職員)

・再任用職員 0.95月 → 0.90月
(管理職員)

(5) 平成22年3月に支給する期末手当に関する特例

・平成21年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成22年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま
す。

- 施行期日 (1)、(2)及び(5)平成22年1月1日
(3)公布の日
(4)平成22年4月1日

議案第108号

【総合経営部財政課】

平成21年度港区一般会計補正予算(第6号)

本案の概要は、別表1のとおりです。

議案第109号

【総合経営部財政課】

平成21年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第110号

【総合経営部財政課】

平成21年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)

本案の概要は、別表3のとおりです。

議案第111号

【総合経営部財政課】

平成21年度港区介護保険会計補正予算(第2号)

本案の概要は、別表4のとおりです。

議案第104号

○内容(2) 平成21年度の期末手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

イ 期末手当の支給月数の引下げ(平成21年12月支給分)

(単位:月)

	年 間	平成21年 第1回 臨時会改正	今回改正	
		6月支給分	12月支給分	3月支給分
区 長 等	<u>3.70→3.45</u> (△0.25)	1.70→1.50 (△0.20)	<u>1.75→1.70</u> (△0.05)	0.25

○内容(3) 平成22年度以降の期末手当の支給月数の引下げ

(単位:月)

	年 間	今回改正		
		6月支給分	12月支給分	3月支給分
区 長 等	<u>3.70→3.45</u> (△0.25)	1.70→1.55 (△0.15)	1.75→1.65 (△0.10)	0.25

議案第106号

○内容(3)平成21年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

(単位：月)

	年 間	期末手当	勤勉手当
管理職員以外の職員	<u>4.50→4.15</u> (△0.35)	3.00→2.75 (△0.25)	1.50→1.40 (△0.10)
管 理 職 員	<u>4.50→4.15</u> (△0.35)	2.60→2.35 (△0.25)	1.90→1.80 (△0.10)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>2.35→2.20</u> (△0.15)	1.60→1.50 (△0.10)	0.75→0.70 (△0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>2.35→2.20</u> (△0.15)	1.40→1.30 (△0.10)	0.95→0.90 (△0.05)

イ 期末手当の支給月数の引下げ(平成22年3月支給分)

(単位：月)

	年 間	平成21年 第1回 臨時会改正	今回改正	
		6月支給分	12月支給分	3月支給分
管理職員以外の職員	3.00→2.75 (△0.25)	1.35→1.20 (△0.15)	1.40	<u>0.25→0.15</u> (△0.10)
管 理 職 員	2.60→2.35 (△0.25)	1.15→1.05 (△0.10)	1.20	<u>0.25→0.10</u> (△0.15)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	1.60→1.50 (△0.10)	0.70→0.65 (△0.05)	0.80	<u>0.10→0.05</u> (△0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	1.40→1.30 (△0.10)	0.575→0.525 (△0.05)	0.725	<u>0.10→0.05</u> (△0.05)

ウ 勤勉手当の支給月数の引下げ(平成21年12月支給分)

(単位：月)

	年 間	平成21年 第1回 臨時会改正	今回改正
		6月支給分	12月支給分
管理職員以外の職員	1.50→1.40 (△0.10)	0.75→0.70 (△0.05)	<u>0.75→0.70</u> (△0.05)
管 理 職 員	1.90→1.80 (△0.10)	0.95→0.85 (△0.10)	<u>0.95</u>
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.75→0.70 (△0.05)	0.375→0.325 (△0.05)	<u>0.375</u>
再任用職員 (管 理 職 員)	0.95→0.90 (△0.05)	0.45→0.40 (△0.05)	<u>0.50</u>

○内容（４）平成２２年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

(単位：月)

	年 間	期末手当	勤勉手当
管理職員以外の職員	<u>4.50→4.15</u> (△0.35)	3.00→2.75 (△0.25)	1.50→1.40 (△0.10)
管 理 職 員	<u>4.50→4.15</u> (△0.35)	2.60→2.35 (△0.25)	1.90→1.80 (△0.10)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>2.35→2.20</u> (△0.15)	1.60→1.50 (△0.10)	0.75→0.70 (△0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>2.35→2.20</u> (△0.15)	1.40→1.30 (△0.10)	0.95→0.90 (△0.05)

イ 期末手当の年間支給月数の引下げ

(単位：月)

	年 間	今回改正		
		6月支給分	12月支給分	3月支給分
管理職員以外の職員	<u>3.00→2.75</u> (△0.25)	1.35→1.20 (△0.15)	1.40→1.30 (△0.10)	0.25
管 理 職 員	<u>2.60→2.35</u> (△0.25)	1.15→1.00 (△0.15)	1.20→1.10 (△0.10)	0.25
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>1.60→1.50</u> (△0.10)	0.70→0.65 (△0.05)	0.80→0.75 (△0.05)	0.10
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>1.40→1.30</u> (△0.10)	0.575→0.55 (△0.025)	0.725→0.65 (△0.075)	0.10

ウ 勤勉手当の年間支給月数の引下げ

(単位：月)

	年 間	今回改正	
		6月支給分	12月支給分
管理職員以外の職員	<u>1.50→1.40</u> (△0.10)	0.75→0.70 (△0.05)	0.75→0.70 (△0.05)
管 理 職 員	<u>1.90→1.80</u> (△0.10)	0.95→0.90 (△0.05)	0.95→0.90 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>0.75→0.70</u> (△0.05)	0.375→0.35 (△0.025)	0.375→0.35 (△0.025)
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>0.95→0.90</u> (△0.05)	0.45	0.50→0.45 (△0.05)

平成21年度港区一般会計補正予算(第6号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	686,801	△ 2,740	684,061		△ 2,740	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 2,740 (△2,740)
2 総務費	21,915,101	△ 237,820	21,677,281		△ 237,820	1 職員人件費の減 (1)特別職 (2)一般職員 △ 237,820 (△1,386) (△236,434)
3 環境清掃費	6,437,022	△ 64,810	6,372,212		△ 64,810	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 64,810 (△64,810)
4 民生費	47,331,482	△ 212,243	47,119,239	繰入金 △ 938,430	726,187	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 197,562 (△197,562) 2 安心できる保健・医療体制の推進に要する経費の減 (1)国民健康保険事業会計繰出金の減 △ 5,833 (△5,833) 3 地域で支え合う体制整備に要する経費の減 (1)後期高齢者医療会計繰出金の減 △ 2,713 (△2,713) 4 介護サービス・高齢者福祉サービスの充実に要する経費の減 (1)介護保険会計繰出金の減 △ 6,135 (△6,135) 5 児童福祉施設建設費の財源更正 -
5 衛生費	5,448,584	△ 49,189	5,399,395		△ 49,189	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 49,189 (△49,189)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 産業経済費	2,783,642	△ 10,262	2,773,380		△ 10,262	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 10,262 (△10,262)
7 土木費	16,757,722	△ 97,919	16,659,803		△ 97,919	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 97,919 (△97,919)
8 教育費	30,845,263	△ 263,447	30,581,816		△ 263,447	1 職員人件費の減 (1)教育長 (2)一般職員 (3)指導主事 (4)教職員 △ 263,447 (△367) (△195,944) (△3,567) (△63,569)
歳出合計	134,746,603	△ 938,430	133,808,173	△ 938,430		

繰入金	千円 △ 938,430
-----	-----------------

平成21年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	補正額の説明 千円
1 総務費	447,881	△ 5,833	442,048	繰入金 △ 5,833	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 5,833 (△5,833)
歳出合計	20,257,745	△ 5,833	20,251,912	△ 5,833	

平成21年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	補正額の説明 千円
1 総務費	209,623	△ 2,713	206,910	繰入金 △ 2,713	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 2,713 (△2,713)
歳出合計	3,892,679	△ 2,713	3,889,966	△ 2,713	

平成21年度港区介護保険会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	補正額の説明 千円
1 総務費	501,341	△ 6,135	495,206	繰入金 △ 6,135	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 6,135 (△6,135)
歳出合計	11,081,658	△ 6,135	11,075,523	△ 6,135	